

移動図書館車が巡回します。ご利用ください。

平成 21 年度は下記の通り移動図書館車の巡回を行います。
本を借りたい方は、最寄りの貸出場所にお越しください。
本を借りるには図書館利用者カードが必要ですので、カードを持っていない方は身分を証明するもの(健康保険証・運転免許証など)をお持ちください。
なお、悪天候の場合は巡回を中止することがあります。詳しくは、お問い合わせください。



コース	川内・樋脇・入来・東郷・祁答院地域の貸出場所および予定時間			巡回日														
	●問合先=中央図書館 ☎0996(22)3542			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	祁答院幼稚園前 9:40～10:00	⇒	東郷温泉ゆつたり館 10:30～10:50	⇒	別府原公民館 11:10～11:20	⇒	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	10	11
	清色地区コミセン 13:40～14:00	⇒	和光園 14:30～14:50	⇒	自衛隊官舎 15:20～15:40		(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)
2	九電平佐住宅 10:00～10:20	⇒	タイヨー永利店 10:40～11:00	⇒	永利馬場自治会館 11:10～11:30	⇒	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
	樋脇支所 13:40～14:00	⇒	田代ニュータウン 14:20～14:40	⇒	指月苑 15:00～15:20		(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)	(木)

*悪天候などの事情により巡回日を変更または中止する場合があります。
*到着の時間に多少遅れる場合があります。

コース	里・上飯・下飯・鹿島地域の貸出場所および予定時間				巡回日												
	●問合先=図書館下飯分館 (下飯教育課内) ☎09969(7)0390				4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	海星中学校 13:20～13:50	⇒	内川内バス停 14:30～14:40	⇒	内川内市営住宅 14:45～15:00	⇒	13	11	8	6	7	5	9	7	8	1	1
2	浜田バス停 16:00～16:15	⇒	子岳小学校 16:20～16:45				14	12	9	7	8	6	10	8	12	2	2
3	向バス停 16:00～16:10	⇒	手打小学校 16:15～16:45	⇒	港市営住宅 16:50～17:05	⇒	15	13	10	8	9	7	11	9	13	3	3
4	青瀬小学校 16:10～16:50						16	14	11	9	10	8	12	10	14	4	4
5	海陽中学校 13:00～13:30	⇒	長浜小学校下 15:30～15:50	⇒	薬師市営住宅 15:55～16:30	⇒	17	15	12	10	11	9	13	11	15	5	5
6	旧鹿島村庁舎跡地 15:30～15:55	⇒	鹿島支所駐車場 16:00～16:10				20	18	15	13	14	13	16	14	18	8	8
7	桑之浦漁港広場 9:15～9:30	⇒	瀬上集会所 9:40～9:55	⇒	上飯保健福祉館 10:00～10:20	⇒	21	19	16	14	15	14	17	15	19	9	9
	江石体育館 11:00～11:15	⇒	上飯支所 11:25～12:00	⇒	平良生活館 13:30～14:00	⇒	(火)	(火)	(火)	(火)	(火)	(水)	(火)	(火)	(火)	(火)	(火)
8	菌上自治公民館 9:30～10:10	⇒	菌中自治公民館 10:20～11:00	⇒	菌下自治公民館 11:10～11:50	⇒	22	20	17	15	16	15	18	16	20	10	10
	里小学校 13:40～14:00	⇒	村西自治公民館 14:10～14:50	⇒	村東自治公民館 15:00～15:40		(水)	(水)	(水)	(水)	(水)	(木)	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)

*8月は巡回しません。なお、悪天候などの事情により巡回日を変更または中止する場合があります。
*到着の時間に多少遅れる場合があります。

ポイと捨てていませんか？

薩摩川内市環境美化推進条例が施行されています。

薩摩川内市環境美化推進条例が、平成17年4月1日から施行されています。

この条例は、近年、ごみの不法投棄や空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などのポイ捨て、ならびに犬・猫などのふんの放置で、生活環境が非常に悪化している状況から、市・市民・事業所が一体となりごみの散乱防止などに努め、環境美化を積極的に推進することで、美しい自然と良好な生活環境を確保することを目的として制定されたものです。

条例を守って、地域環境の保全を図り、本市の美しい景観や豊かな自然環境を将来に引き継いでいきましよう。

条例の主な内容は下記の通りです。

市・市民・事業所の責務

市・市民・事業所がそれぞれの環境美化を推進するための責務を規定し、一体となって環境美化活動に取り組むことが求められます。

禁止規定

- ▼ 空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などのポイ捨てや不適正なごみの焼却(野焼きの禁止)
- ▼ 犬・猫などペットのふんの放置の禁止
- ▼ 公共の場所での置き看板、のぼり旗、張り紙、商品などの放置の禁止

公共の場所での歩行中・自転車運転中の喫煙禁止の努力義務

公共の場所の管理者などの責務

公共の場所の管理者と土地・建物の所有者などは、土地・建物の清潔の保持および空地の適正な管理に取り組むことが求められます。

罰則規定

みだりに空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などを捨てた者および犬・猫などのふんを放置した者で、市の指導および改善命令に従わず、これらの禁止行為を続けた場合には、5万円以下の罰金と氏名を公表します。

募集します!!

平成21年度環境美化推進員
本市の環境美化を積極的に推進していくために、市民ボランティアの一環として活動していただきます。

- 【募集人員】10人 (応募多数の場合、抽選)
- 【応募資格】市内に居住する20歳以上の方
*年齢は、平成21年4月1日現在
- 【任期】平成21年4月1日～平成23年3月31日までの2カ年度
- 【活動内容】
 - ▼ 市が実施する環境美化のための施策への積極的な協力
 - ▼ ごみや空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などのポイ捨て、犬・猫などのふんの放置に関する市民への指導・啓発
 - ▼ 指定区域の巡視活動および違反事項の定期報告
 - ▼ 市民への環境美化に関する啓発活動
 - ▼ 市の環境美化施策に対する提言・要望および会議の出席
- 【謝金】1年額3万円程度
- 【提出書類】履歴書(市販品可)・自筆・顔写真張り付け)
 - *顔写真は脱帽の上、正面向・上半身のもの
- 【応募締切】2月27日(金)
- 【応募・問合先】本庁環境課廃棄物対策グループ(内線2731)